

社会福祉法人札幌正栄会

給食調理業務委託事業者の選定に係るプロポーザル実施要綱

1. 目的

本要綱は、社会福祉法人札幌正栄会（以下「法人」とう。）の給食調理業務を委託するに当たり、その事業者選定過程の透明性を図りつつ、入所児童の給食に相応しい衛生管理、食物アレルギー等の乳幼児の健康管理等のきめ細かい対応を確保し、さらに、事業者の経営能力や技術力を検証することを目的として、プロポーザル方式による委託事業者の選定について定める。

2. 実施形式

プロポーザル方式の実施形式は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。ただし、競争に加わるべき者の数が公募に付する必要が無いと認められるほどに少数であるときは、指名型プロポーザル方式によることができる。

3. 業務内容等

(1) 委託する業務

社会福祉法人札幌正栄会の施設給食調理業務とする。

(2) 対象施設名

法人が運営する事業所

(3) 業務内容

上記の施設における給食調理業務委託業務とする。ただし、詳細についてはその都度、「業務仕様書」を作成する。なお、運用開始に向けての準備作業は、業者負担で適宜行うこととする。

(4) 契約期間

契約の日より1年間とし、最長3年に限り更新できるものとする。

(5) 遵守する事項

厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」

「保育所における食事の提供ガイドライン」

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

札幌市子ども未来局子育て支援部「札幌市保育所等給食管理運営指針」

4. 参加資格

プロポーザルへの参加者は次に掲げる条件をすべて満たしている者

(1) 委託業務を円滑に遂行できる健全な財政能力を有していること、及び給食業者として札幌市への入札参加資格を有していること。

(2) 食品衛生法第21条の規定による営業の許可を受けていること。

- (3) 運営実績又は受託実績が、次のいずれかに該当するものであること。
- (ア) これまでに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく保育所の運営（受託を含む。）又は給食調理業務の受託実績を 3 年以上有していること。
 - (イ) これまでに幼稚園又は小学校を対象とした学校給食の受託実績を 3 年以上有していること。
- (4) 保育園での緊急時に速やかに対応できるよう、市内又はその近郊（近隣でおおむね 1 時間以内に駆けつけられると判断できる場所）に本社又は営業所を本委託事業の開始までに設置し、緊急対応・調整の行える人員を配置できる者。
- (5) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者、又は本委託事業を開始までに確実に加入することができる者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

5. 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 札幌市の競争入札における指名停止措置を受けている者
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場はこの限りでない。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者
- (5) 過去 3 年以内に、保育所給食業務又は学校給食業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の営業停止処分を受けた者
- (6) 食品衛生法の規定により許可を取消され、その取消の日から起算して 2 年を経過していない者

6. 企画提案等

(1) 企画提案項目について

プロポーザルに参加する事業者には、「札幌市認可保育園 社会福祉法人札幌正栄会における給食調理業務仕様書」を参照して以下の項目の順序、構成で作成した「企画提案書」を提出させることとする。

なお、企画提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解でき

るよう、わかりやすいものとする。

ア 事業者の業務実績について

事業者の勤務実績（過去10年以内）に学校法人または社会福祉法人が運営する保育所、幼稚園又は小学校等における給食業務に関わる実績を記載すること。

イ 業務運営について

(ア) 施設給食に対する基本的な考え方と施設との連携体制について

(イ) 危機管理に関して

- i. 食中毒や異物混入等の事故に対する防止策
- ii. 緊急時・突発的な事故の対応方法について（調理中における調理員のケガや体調不良時の対応）
- iii. 事業の継続が困難になった場合のバックアップ体制（履行保証人）

(ウ) 安全衛生管理に関して

- i. 給食業務の衛生管理に対する関係法令等の遵守の考え方や対策方法について
- ii. 調理従事者等の健康管理について

(エ) 調理従事者等の教育に関して

- i. 安全衛生に対する教育について
- ii. 調理技術に対する教育について

(オ) 業務実施体制について

- i. 予定している業務責任者の実務経験について
- ii. 休暇や退職による欠員に対するバックアップ体制について
- iii. 受託決定から平成26年度業務開始までの準備対応について

(2) 留意事項

ア 企画提案書は A4判縦横書きとし、一冊のファイルにまとめること。

イ ポイントは 10.5 以上とする。

ウ 企画提案書は任意の書式で提出すること。

エ 企画書は、1社につき1提案とする。

オ 見積書は月固定制とし、内訳書を添付すること。なお、金額は消費税抜きの金額とすること。

カ その他虚偽の内容が記載されている参加表明書又は企画提案書は無効とする。

7. 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 応募意思表明書（誓約書）（別紙様式第1号）
- ② 企画提案書（任意書式）4部
- ③ 受託先一覧（保育園または学校給食）
- ④ 委託料見積書（別紙様式第2号）

- ⑤ 委任状
- ⑥ 会社概要及び担当者名（会社案内、名刺等）
- ⑦ 過去1期分の決算書
- ⑧ 全部事項証明書
- ⑨ 納税証明（その3の3及び市税、道税）
- ⑩ 生産物賠償責任保険加入証明書（写し）

8. 企画提案書等の取り扱い

- (1) 提出された全ての企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された全ての企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

9. 質問及び回答

プロポーザルの内容等について、質問がある場合は以下の方法にて行うこと。

(1) 質問方法

必ず電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス：info@suzuran-hoikuen.net

(2) 質問受付期限

令和2年1月14日（火）午後5時まで

(3) 質問の回答方法

送信を希望するメールアドレスに電子メールで回答する。但し、質問の内容によってはプロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。

(4) 質問の回答日

令和2年1月16日（木）

10. 審査方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルによる給食調理等業務委託の事業者選定のため、法人に別に定める「調理業務委託審査委員会」を設置する。

(2) 評価及び選定の方法

事業者の評価及び選定のため、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、その内容により総合的に審査する。

(3) 審査基準

次項で定める評価基準に基づき、選定委員により、企画提案書等の内容を審査し、最優秀者1者を決定する。ただし、審査により次点の者を優秀者として特定する場合がある。

ア 審査の過程で、企画提案書等の内容につき質問することがある。

イ 委託料見積書（様式第 2 号）の委託料見積額が、予定価格を超える者は失格とする。

(4) 評価値について

評価値は、内容等に関する評価点（以下「内容点」という。）の合計値（最高点は「100点」）とする。

集計方法は各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

(5) 審査方法

ア 法人で定めた評価基準に沿って、評価項目一覧表における各項目及び価格について審査を行う。

イ 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容については、法人で定めた評価基準に沿って審査を行う。

ウ プレゼンテーションは、1社につき20分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行うものとする。実施順序は、法人から指定する。プレゼンテーションは提出済資料にて行うこととし、追加配布資料は認めない。また、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

エ プレゼンテーションの実施にあたり使用する備品等は、全て提案者で用意すること。但し、プロジェクター、スクリーン及びコンセント1箇所については、当法人において用意する。

⑤ プレゼンテーションの実施時間、場所等の詳細については、後日文書にて通知する。

11. 審査の基準

(1) 内容点について

評価項目	評価事項	配点
① 事業者の経営状況及び実績等の評価	(ア) 事業者の経営状況業務実績を評価する	10点
② 業務運営についての評価	(ア) 施設給食に関する基本的な考え方と施設との連携体制について	15点
③ 給食業務運用の実施方法についての評価	(ア) 安全衛生体制について	15点
	(イ) 危機管理について	15点
	(ウ) 個別対応食について	15点
	(エ) 調理従事者に対する教育・研修について	15点
	(オ) 業務実施体制について	15点

12. 審査結果の通知

(1) 審査結果については、次の通り通知する。

審査結果は、後日参加者全員に文書にて通知する。但し、各評価項目の点数等は公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け入れない。

13. 事業者選定に係る日程

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 参加事業者の公募 | 令和 2年 1月 6日～1月 21日 |
| (2) 質問受付 | 令和 2年 1月 6日～同年1月 14日 |
| (3) 質問回答 | 令和 2年 1月 16日 |
| (4) 必要書類の提出期限 | 令和 2年 1月 21日 |
| (5) 一次審査結果通知 | 令和 2年 1月 27日 |
| (6) プレゼンテーション | 令和 2年 2月 1日 |
| (7) 審査及び決定 | 令和 2年 2月 1日～同年 2月 4日 |
| (8) 審査結果通知 | 令和 2年 2月 5日 |

14. 事務局

〒003-0801 札幌市白石区菊水1条3丁目3番46号

社会福祉法人札幌正栄会

菊水すずらん保育園 野澤尚美

TEL 011-811-5714

15. その他

提案に要する費用は、すべて各提案者の負担とする。